別表第三　専ら専攻科の全日制の課程又は定時制の課程の授業の用に供する教室の面積（第十三条関係）

イ　基準面積の表

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	面積（平方メートル）
農業に関する学科等	四十人まで	260
	四十一人以上	260＋3.0×（収容定員－40）
普通科等	四十人まで	200
	四十一人以上	200＋2.5×（収容定員－40）

ロ　加算面積の表

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	面積（平方メートル）
農業に関する学科等	四十人まで	180
	四十一人以上	180＋3.0×（収容定員－40）
普通科等	四十人まで	140
	四十一人以上	140＋2.5×（収容定員－40）

別表第四　専ら専攻科の通信制の課程の授業の用に供する教室の面積（第十四条関係）

イ　基準面積の表

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	面積（平方メートル）
農業に関する学科等	八十人まで	260
	八十一人以上	260＋1.8×（収容定員－80）
普通科等	八十人まで	200
	八十一人以上	200＋1.5×（収容定員－80）

ロ　加算面積の表

学科の区分	学科ごとの収容定員の区分	面積（平方メートル）
農業に関する学科等	八十人まで	180
	八十一人以上	180＋1.8×（収容定員－80）
普通科等	八十人まで	140
	八十一人以上	140＋1.5×（収容定員－80）

○文部科学省告示第六十四号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百三十五条第五項において準用する第百条の二第一項第二号の規定に基づき、特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

文部科学大臣　馳　浩

特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　教育課程等（第二条―第五条）
第三章　教員（第六条・第七条）
第四章　施設（第八条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　学校教育法施行規則第百三十五条第五項において準用する第百条の二第一項第二号の規定により、特別支援学校の高等部の専攻科のうち、その課程を修了した者が大学に編入学することができるもの（以下「専攻科」という。）の課程の基準については、この告示の定めるところによる。

第二章　教育課程等

（単位の授与）

第二条　専攻科の課程においては、一の授業科目を履修した生徒に対しては、特別支援学校の定めるところにより、審査、試験その他の特別支援学校の専攻科の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

（各授業科目の単位数）

第三条　専攻科の課程における各授業科目の単位数は、特別支援学校において定める。

2　専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、特別支援学校の専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一　講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

二　実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

三　一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

3　前項の規定にかかわらず、修了研究、修了制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（授業の方法）

第四条　専攻科は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う授業で、同時かつ双方向に行われるものであって、当該専攻科において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたものを、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2　前項の授業の方法により修得する単位数は、専攻科の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分の三を超えないものとする。

（専攻科における全課程の修了要件）

第五条　専攻科における全課程の修了の要件は、当該専攻科に修業年限の年数以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

第三章　教員

（専攻科の教員数）

第六条　専攻科の課程における教員の数は、別表に定める数以上とする。

2　前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は三人を下ることができない。